

第1回 令和6年6月17日

- ・ 部会長(倉田保緒)・副部会長(山本孝男)を選任
- ・ 検討の趣旨及び方向性を確認

第2回 令和6年7月8日

- ・ 候補となり得る財源の整理
- ・ 海外における観光事業税の事例(*右記参照)
- ・ 冬季の観光客受入態勢の課題共有(シャトルバス等)
→事業税は法的な整理等も必要で中長期的な検討を要する。
リフトに関する財源とする場合、3市村での調整が必要。

第3回 令和6年11月

- ・ リフトに関する財源の検討

第4回 令和7年1月～2月

- ・ その他の分担金・会費等の整理

海外における観光事業税の事例

■ レッヒ(オーストリア フォアアールベルク州)

- ・ 自治体内のすべての事業者が課税対象となる。
- ・ 業種ごとに利益率や観光依存度により課税基準(売上高に対する料率)が定められている。
- ・ 税率は議会で毎年決定する。

<事業税額の計算>

課税対象売上高×課税基準(料率)×税率=税額

■ レンツ(スイス)

- ・ 宿泊税と観光事業税(全事業者を対象とし、観光依存度によって額が変動)を観光財源に設定。
- ・ 宿泊税は宿泊客の利便性向上(観光案内、インフラ・交通整備等)に、観光事業税はイベントやマーケティングに活用されている。